

1000円
以上！

最賃裁判ニュース

NO.21

2014年

8月6日

神奈川県労働最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855 ブログ「最賃裁判ニュース」で検索

第16回裁判報告 次回10月22日(水)10:30~

交代した石井裁判長に更新弁論。次回、国が「まやかしの逆転解消」に回答

今年の最賃引き上げ審議の山場となった8月4日。第16回裁判が開かれ、原告16名が参加し、傍聴支援者は120名で、84席の傍聴席はいっぱいになりました。当日は夏休みで、「自分でネットで調べてきた」という高校生グループも傍聴に参加しました。

今回は、小賀坂弁護団長、田淵弁護団事務局長、大川弁護士から、裁判長の交代に伴い、これまでの裁判の経過と歴史上初めての最賃裁判の意義について陳述する「更新弁論」がされました。最後に、弁護団から「時給1200円でも生活保護申請すれば受給できることを国は認める一方、『逆転現象は解消』という。この矛盾についてきちんと文書回答を」と詰め寄り、石井裁判長の指揮で次回法廷で、国は答弁書を出さざるを得なくなりました。

最賃裁判は「21世紀の人間裁判」。一刻も早く原告の人間性回復を

法廷では、まず小賀坂弁護団長から総括的更新弁論がされました。

2007年改正によって新設された法9条3項は、労働者の生計費を考慮するには「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」と定められた。

この規定の意味については「最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨」であることを政府委員から繰り返し説明されており、2007年11月20日に答弁に立った梶添要一厚生労働大臣(当時)は「今回、生活保護と

の整合性に配慮するというのは、みんなでこの条項をきちっと入れたことは、私は、やっぱり最低賃金は生活保護を下回っちゃいけないと、これは当たり前のことじゃないかなと思います。」と述べている。このことから明らかな通り、最低賃金を決するにあたり、実質的に生活保護を下回らない金額に定めることが法改正の意味であることは、国会において再三確認されているところである。

ところが、被告国は「およそすべての労働者について、賃金のみをもって、確実に生活保護受給者であった場合と同様の生活費となるよう最低賃金を定めることは、法9条3項の予定するところではない」と主張している。この見解が先ほどの梶添大臣等の答弁とは全く矛盾しており、悪質なダブルスタンダード、二枚舌と言わなければならない。このような解釈を前提としながら、被告国が「逆転現象は解消した」と強弁するのは明らかな虚偽であり、直ちに撤回すべきである。

「人間裁判」と呼ばれた朝日訴訟、その朝日茂さんが国を相手に訴えを提起したのは1957年8月12日、今から丁度61年前のことである。それから半世紀以上経過しても、多くの市民、国民が人間性回復のための訴えを起さなければならないこと、言い換えれば、現在においてもなおこの国の生存権保障は憲法の理念とかけ離れたものでしかないことに愕然とする思いである。その意味で、本訴はまさに現代の、21世紀の人間裁判というに相応しいものであり、一刻も早く原告らの人間性の回復が図られなければならない。



裁判後、裁判所から神奈川県労働局まで70人がデモ行進

●大川弁護士から、憲法・労基法・国際条

約に照らし最賃の違法性を指摘

大川弁護士からは、「1. 行政裁量に関する被告の主張のまちがい。2. 憲法および労働基準法による労働条件に関する保障の趣旨。3. 国際条約による保障の内容。4. 家族を養える賃金であるか否か—被告が無視している考慮要素。」について詳しく論述し以下の通り主張しました。

「わが国の最低賃金水準は、これを決定するに際し、若年単身者の必要のみを想定し、家族の存在（あるいは家族を持ちたいという必要性）を全く考慮に入れていない。これは国際的条約および労働基準法第1条の要請する考慮要素を全く考慮していないという意味重すべき法規範の一つである（憲法第98条）から、本件においてはこの点が厳しく審査されるべきである。しかも、現行の最低賃金は若年労働者の最低限度の生活保障という役割さえ果せない水準、すなわち「重大な損害を生ずるおそれ」（行政事件訴訟法第37条の2）を裁判所が認定すべき水準、にまで低下しているということができる。

裁判所がこの実態を認識し、すみやかに原告らを救済することを求めたい



神奈川労働局前で座り込みと1000分ハンガーストライキ決行

●田淵弁護団事務局長から、「生保と最賃逆転現象解消」のまやかしを迫及

原告らの主張した、時給868円、時給1000円、時給1200円で働いて勤労収入を得ている者が生活保護の支給を受けられることを被告国が認めたということは、時給にして500円以上、月収換算で8万円以上という金額で最低賃金と生活保護との「乖離」が存在することを認めたということである。この点について、被告は原告らの主張を認め、明確かつ具体的な反論は全く行っていない。

それにもかかわらず、被告は、最低賃金が生活保護を大幅に下回る「乖離」の存在を否定し、神奈川県では868円の最低賃金によって逆転現象は解消されたと宣言している。これは、被告が最低賃金を決定する際に用いる最低賃金と生活保護とを比較する計算方法が著しく不合理な内容に設定されているからに他ならない。被告による地域別最低賃金の決定過程には、考慮すべき要素を考慮していないという重大な瑕疵があり、被告による地域別最低賃金の決定に違法性を生じさせるものである。

- ・裁判長：原告の指摘に対して、次回被告国から反論を出してください。
- ・被告＝国：いやー。反論するか否か、次回までに検討させてください。もし反論の必要があれば、裁判の最終局面で主張することということにさせていただきたいのですが、、、。
- ・裁判長：次回裁判は10月22日。この日に、被告国から反論を書面で出すように。

神奈川最低賃金審議会 19円引き上げ 887円を答申

神奈川の最低賃金審議会は、8月5日、神奈川労働局長(水野知親)に対し、時間額887円(引き上げ額19円、引き上げ率2.19%)に改正することが適当であるとの答申を行いました。「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」ことを定めた、平成19年最賃法改正以来、時給170円、月額にすると26000円を超える賃上げとなります。しかし、裁判で私たちが主張するとおり、これでも全く「長時間労働とただ生き延びるだけの全く希望の持てない労働・生活実態」です。

＜神奈川県最低賃金金額の引き上げの経過＞

2014年10月1日改正予定

平成	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	本年
円	706	707	708	712	717	736	766	789	818	836	849	868	887
引き上げ額	0	1	1	4	5	19	30	23	29	18	13	19	19
上昇率	0	0.14	0.14	0.56	0.70	2.65	4.08	3.0	3.68	2.2	1.56	2.2	2.2